

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に
関する規則（案）等に対するご意見への考え方

平成25年6月

※意見募集時の規則名、条項をもとにしてまとめております。また、関連する規則等ごとで組み合わせておりますので、意見募集時の各規則等の整理番号（1）～（27）の順番での回答ではございません。

**(4) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則
及び (17) 同規則の解釈 に対する御意見への考え方**

平成25年6月

【課題の先送り】

- 東電事故で正常に作動しなかった「原子炉水位計」「逃がし安全弁」などの規制は、課題を先送りして基準から外している。

【中長期の対策について】

- 中長期で対策の先送りは許されない。

【適合の求めについて】

- 信頼性向上のバックアップ対策の施行が5年間も猶予させており、5年間はバックアップがない。どんな検討、議論をしたのか公表すべき。

【課題の先送り】

- 「原子炉水位計」等の計装設備については、重大事故等が発生し、計測が困難となった場合であっても、当該情報を推定する手段を整備するよう求めています。また、「逃がし安全弁」等の重大事故等対処設備については、重大事故時に使用する環境条件においても必要な機能を十分発揮できることを求めています。

【中長期の対策について】

- より安全レベルを高めるための研究開発や改善といった取組は、大いに進められるべきものと考えています。

【適合の求めについて】

- 平成25年3月19日の原子力規制委員会において、新基準の施行方針について議論を行い、委員間での意見の一致を見ました。
- この中で、シビアアクシデントを起こさないための対策に加えて、大規模自然災害やテロも含めて様々な事象により万一シビアアクシデントが起きた場合の対策として必要な機能は、今年7月の新規制の施行段階で、すべて備えていることを求めています。
- しかしながら、安全の追求に終わりはなく継続的な安全向上が重要である、というのが原子力規制委員会の姿勢です。
- このため、必要な機能を満たした上で、その信頼性をさらに向上させるためのバックアップ対策についても要求しており、これらは施行後5年までに実現を求めています。